

男女共同参画社会づくり協定実施要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会づくりに向けた職場づくりに積極的に取り組む事業者と県が、男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）（以下「条例」という。）第13条の規定に基づく男女共同参画社会づくり協定（以下「協定」という。）を締結し、事業者の事業活動における男女共同参画社会の形成を促進するために行う自主的な取り組みを促進するとともに、当該事業者の取り組み事例の紹介等を通じて、雇用の場における男女共同参画を推進する。

(対象)

第2条 この制度が対象とする事業者は、県内に主たる事業所又は支店を有し、事業活動を行う者、県内に店舗を有する者、及び県内で事業活動を行う者で構成する事業者団体とする。

(協定締結要件)

第3条 県は、次に掲げるいずれかの取り組み（条例第12条第1項各号）を行う事業者と協定を締結するものとする。

- (1) 職業生活における活動と家庭生活における活動との両立に向けた環境整備
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (3) 事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保

(協定締結手続き)

第4条 協定締結は、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 前条の協定を締結しようとする事業者は、男女共同参画社会づくり協定申込書（様式1）を県に提出するものとする。
- (2) 県は、前号の申込書の提出があった場合、内容の審査を行い、前条各号に掲げるいずれかの要件を満たしている場合には、協定を締結するものとする。

(協定締結期間)

第5条 協定の締結期間は、協定を締結した日の翌年度の末日までとする。

なお、県及び事業者の協議により、これを更新することができる。

(協定締結事業者への支援)

第6条 県は、自らのホームページや広報誌等を活用し、協定を締結した事業者の取り組み内容等を県民に周知するとともに、男女共同参画社会づくりのための情報を提供するなどの支援を行う。

2 協定を締結した事業者は、商品パッケージや広告等に、男女共同参画社会づくり協定締結事業者である旨を表示することができる。

(取り組み状況の報告)

第7条 県は、協定を締結した事業者に対して、毎年度、男女共同参画社会づくりに関する取り組み状況報告書（様式2）により、当該年度における取り組み状況について翌年度の4月末日までに報告を求めることができる。

(協定の解除)

第8条 県は、協定を締結した事業者が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったとき、協定を解除することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる取り組みを行わないことが明らかになったとき
- (2) 法令等に違反したとき
- (3) その他協定を締結した事業者として適当でないと認めるとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月15日から施行する。